

報告第8号

平成25年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成25年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を、別紙監査委員の意見を付けて議会に報告する。

平成26年9月29日提出

石垣市長 中山 義 隆

健全化判断比率

(平成25年度決算)

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づく健全化判断比率

(単位：%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断	—	—	10.1	70.1
早期健全化基準	12.93	17.93	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

備考 健全化判断比率のそれぞれの欄において「—」と表記されている場合は、実質赤字又は連結実質赤字額がないことを表す。

資金不足比率

(平成25年度決算)

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づく資金不足比率

(単位：%)

会計区分	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0
港湾事業特別会計	—	
公共下水道事業特別会計	—	
農業集落排水事業特別会計	—	

備考 各会計の資金不足比率の欄において「—」と標記されている場合は、資金不足額が発生していないことを表す。